

随 意 契 約 理 由

令和7年(2025 年)4 月 1 日

契 約 担 当 課 名	都市経営部広報戦略課
発 注 担 当 課 名	都市経営部広報戦略課
契 約 名 称	弁護士相談業務
契 約 内 容	法律に関する相談業務
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年）4 月 1 日
及 び 契 約 期 間	令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から 令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	大阪市北区西天満 1 丁目 12 番 5 号 大阪弁護士会
契 約 金 額	6,303,132 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号に該当) 相談業務を担当する弁護士は、弁護士法に基づき、弁護士会に所属しなければ業務を行うことができず、大阪府内では大阪弁護士会が唯一の弁護士会です。 また、本業務の運営には、交代要員などバックアップを含め、弁護士を指定日時に派遣してもらう必要があることから、大阪府内のすべての弁護士が所属する大阪弁護士会と随意契約を締結するものです。